資料　１－１

中央区こどもすくすくえがおプラン

わくわく子育て　～みんなで育てる未来の力～

第二期中央区子ども・子育て支援事業計画

最終報告（案）

中央区福祉保健部

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の経緯 1
２　計画の位置づけ 4
（１）法的位置づけ 4
（２）中央区における計画体系 4
３　計画の期間 5
４　計画の策定体制と策定の経緯 5
（１）中央区子ども・子育て会議 5
（２）第二期計画策定に伴う「中央区子育て支援に関するニーズ調査」 6
（３）パブリック・コメントの実施（予定） 6
５　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 7
（１）子ども・子育て支援新制度の全体像 7
（２）対象となる施設・事業 8
（３）保育の必要性の認定 10
第２章 中央区の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 11
１　子ども・子育てを取り巻く状況 11
（１）人口・世帯数の推移 11
（２）乳幼児人口の推移 12
（３）出生の動向 12
（４）子どものいる世帯の状況 13
（５）女性の就業状況 14
２　ニーズ調査結果から見た子どもを取り巻く状況 15
３　子ども・子育て支援策の現状 19
（１）教育・保育施設の現状 19
（２）地域子ども・子育て支援事業の概要 24
４　子ども・子育て支援における総合的課題 33
第３章　計画の基本的な考え方 35
１　中央区における上位計画 35
２　計画の基本理念 36
３　計画の方向性 36
４　施策の方向性および体系 37
第４章　子ども・子育て支援事業の取組 39
基本施策１－１　教育・保育環境の整備 39
基本施策１－２　教育・保育内容の充実 44
基本施策１－３　子どもの居場所づくり 52
基本施策２－１　妊娠から子育て期まで安心して過ごすための支援 57
基本施策２－２　多様な子育て支援サービスの提供 64
基本施策２－３　特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援 74
基本施策３－１　地域・社会全体による子育ての推進 84
基本施策３－２　次世代の育成支援 91

第５章　主な事業の量の見込みと確保方策 **96**
1　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 96
2　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 100
3　本計画で取り扱う人口推計 116
第６章　子ども・子育て支援に関連する施策の取組 **118**
1　幼児期の教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と小学校への接続） 119
2　育児休業後の保育施設等の円滑な確保 123
3　児童虐待防止対策 127
4　ひとり親家庭の自立支援の推進 131
5　障害児施策の取組 137
6　特別支援教育の充実 140
7　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 143
第７章　計画の推進 **146**
1　計画の推進体制 146
2　計画の進捗状況の管理（実施状況等の点検・評価・計画の見直し） 146
資料編
1　中央区子育て支援に関するニーズ調査（抜粋） ..... 資料編　1
2　中央区子ども・子育て会議条例 ..... 資料編 16
3　用語解説 ..... 資料編 18
4　施設位置図 ..... 資料編 23
5　中央区子ども・子育て会議審議経過 ..... 資料編 27

施策をまたがる重要な取組

量・質を兼ね備えた教育・保育環境の充実 45
相談支援体制の充実とネットワークづくりの支援 83

コラム

認証保育所 42
区の巡回指導・支援（相談・助言） 46
保育所の第三者評価 47
保育士の研修 47
保育園児の遊び場 49
学童クラブと子どもの居場所「プレディ」 56
夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」 56
母と子の健康モバイルサイト 63
利用者支援事業 66
ファミリー・サポート・センター 69
赤ちゃん・ふらっと 70
虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート） 73
子ども発達支援センター　ゆりのき 78
オレンジリボン 80
園庭開放 87
こども安全安心メール 90
地域スポーツクラブ 95
民生・児童委員の活動 95

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の経緯

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成６年）をはじめとした次世代育成支援対策推進法（平成15年）など少子化対策を推進してきましたが、１人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成29年時点で1.43と依然低い数値で推移しています。

このような状況下で、国では、平成24年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年４月から開始されました。加えて、平成26 年４月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これらの法に基づき、中央区では平成27年３月に、今後とも安心して子どもを産み育てていける環境づくり、中央区にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

さらに、国においては、平成29年６月には自治体を支援し、遅くとも令和２年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年９月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、総合的な少子化対策の一環として子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図る幼児教育・保育の無償化が、令和元年10月から始まりました。

本計画においては第一期同様、子どもの尊厳を守ることに加え、子どもたちが生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず未来への希望を持てるよう子どもの貧困対策などすべての子どもを社会全体で支援していく視点を新たに加えました。

このたび、第二期「中央区子ども・子育て支援事業計画」を、こうした国や都の動きと第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づき策定することといたしました。

○中央区における取組

中央区においては、昭和 30 年代をピークに人口が減少し、学校の統廃合や伝統あるコミュニティの崩壊を招きかねない事態となりました。

そこで、昭和 63 年１月に「都心に人が住めるようにしよう」を合言葉に、「定住人口回復対策本部」を設置し、総合的な取組を推進してきました。子育て支援については、区立認可保育所の新設･改築や私立認可保育所等の運営支援など保育環境を充実させるとともに、一時預かり保育や病児・病後児保育など、多様な子育て支援事業を実施してきました。

その結果、平成９年の 71,806 人を底として人口は増加に転じ、平成 31 年４月１日には約 2.3 倍の 163,752 人となり、特に子育て世代の転入が増え、出生数、子どもの数も増えました。合計特殊出生率は、平成 29 年には 1.42 と 23 区で１位を記録するとともに、出生数は平成 28 年から３年連続で 2,000 人を超え、乳幼児人口は平成 21 年の 5,806 人から平成 31 年には 11,302 人になり、この 10 年間で約２倍に増加しています。

本区においては、平成 17 年３月に策定した保健医療福祉分野の総合計画である「第二次中央区保健医療福祉計画」のなかに「次世代育成支援行動計画」を取り込み、総合的な子育て支援策を展開してきました。さらに乳幼児人口の増加、保育ニーズの高まりに対応すべく保育所待機児童ゼロをはじめとした子育て支援に取り組むため、平成 21 年８月に子育て支援対策本部を設置しました。

平成 27 年４月に子ども・子育て支援新制度が実施され、前年度に策定された第一期「中央区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施を行うとともに、子ども・子育て支援施策を中心に、母子保健、教育、ワーク･ライフ･バランス等の取組を総合的に推進してきました。

このような計画的な事業実施や子育て支援対策の体制強化のもと、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成 20 年には 15 園（定員 1,505 人）であった認可保育所を令和元年 10 月までに 58 園（定員 4,972 人）に増設し、3,467 人の定員拡大を図りました。また、多様な就労形態に対応するため、ゼロ歳児の保育時間拡大や、延長保育をすべての認可保育所等で実施するとともに、急な残業等に柔軟に対応できるスポット延長保育、午後 10 時までのスポット夜間保育を実施するなど、さまざまな保育サービスの充実を図ってきました。保育定員の拡大など量の確保だけではなく、保育士の処遇改善やキャリアアップに向けた取組みや、園長経験等のある保育士による巡回指導など保育の質の向上に取り組んでいます。

また、地域における子育て支援として、出産後の母子に対し休養の機会の提供および心身のケアを行う産後ケア事業や地域の身近な場所で親子のふれあいと交流の場の提供および育児相談等を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を実施しています。さらに、学齢期に達した子どもが放課後等に過ごす場所として児童を預かる「学童クラブ」を区内全児童館で実施するとともに、保護者の就労等にかかわらず、すべての子どもが安全に安心して過ごせるよう学校内に設置する子どもの居場所「プレディ」の拡充を図りました。

特別な配慮が必要な子どもへの支援として、医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業を開始したほか、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点として「子ども発達支援センター　ゆりのき」を開設しました。

このように、多様な子育て支援策の拡充を進めてきましたが、乳幼児人口の増加に伴う保育ニーズの高まりへの対応や、子育て家庭の育児不安や孤立化の解消、専門的知識等を要する支援など引き続きさまざまな課題への対応が求められています。今後とも都心中央区で安心して子どもを産み育てていける環境づくりや、多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援施策のさらなる充実が必要とされています。

国・中央区の主な動向

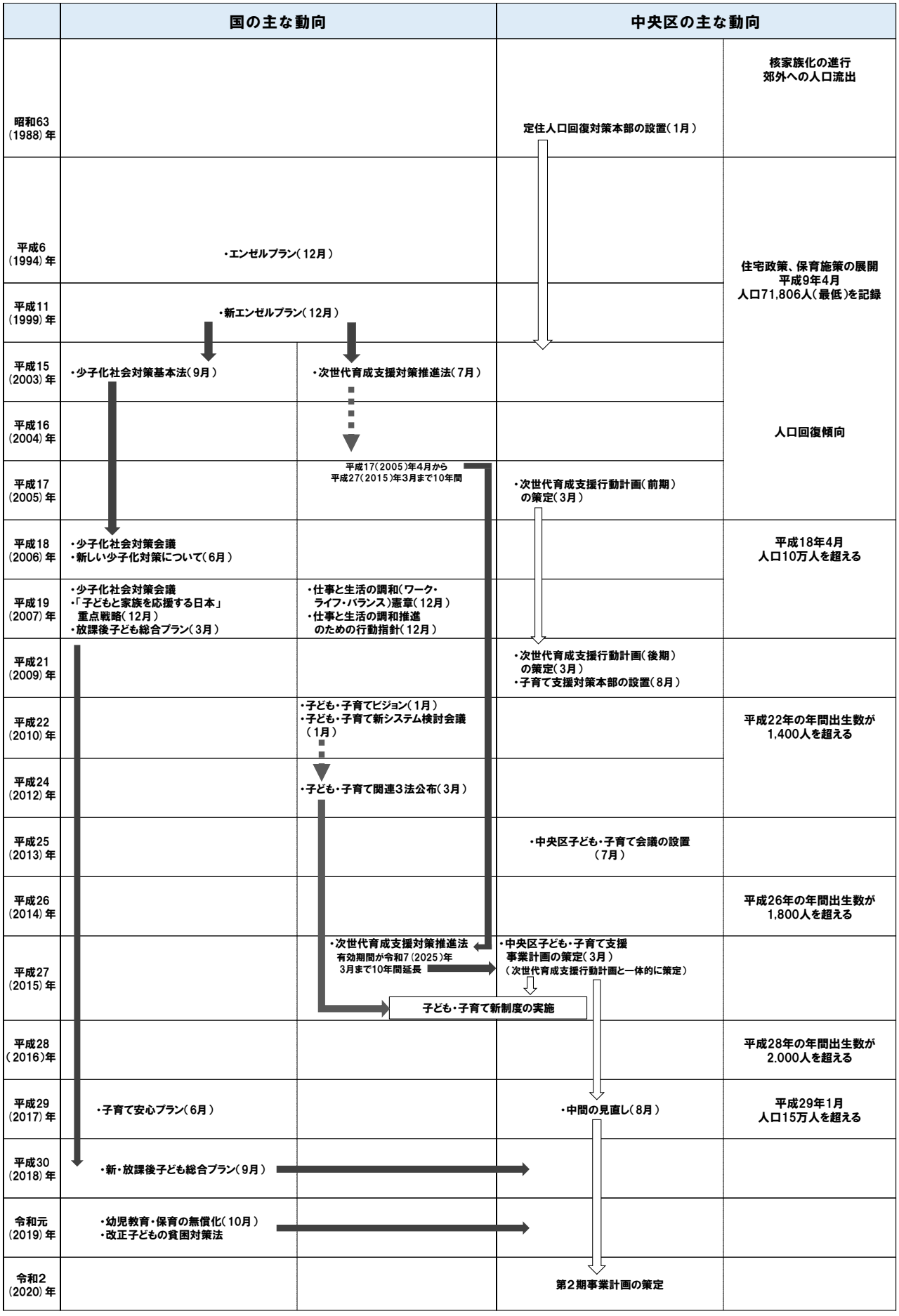
国の主な動向
中央区の主な動向
昭和63(1988)年
定住人口回復対策本部の設置(1月)
核家族化の進行
郊外への人口流出
平成6(1994)年
・エンゼルプラン(12月)
平成11(1999)年
・新エンゼルプラン(12月)
住宅政策、保育施策の展開
平成9年4月
人口71,806人(最低)を記録
平成15(2003)年
・少子化社会対策基本法(9月)
・次世代育成支援対策推進法(7月)
平成16(2004)年
人口回復傾向
平成17(2005)年
平成17(2005)年4月から
平成27(2015)年3月まで10年間
・次世代育成支援行動計画(前期)
の策定(3月)
平成18(2006)年
・少子化社会対策会議
・新しい少子化対策について(6月)
平成18年4月
人口10万人を超える
平成19(2007)年
・少子化社会対策会議
・「子どもと家族を応援する日本」
重点戦略(12月)
・放課後子ども総合プラン(3月)
・仕事と生活の調和(ワーク・
ライフ・バランス)憲章(12月)
・仕事と生活の調和推進
のための行動指針(12月)
平成21(2009)年
・次世代育成支援行動計画(後期)
の策定(3月)
・子育て支援対策本部の設置(8月)
平成22(2010)年
・子ども・子育てビジョン(1月)
・子ども・子育て新システム検討会議
(1月)
平成22年の年間出生数が
1,400人を超える
平成24(2012)年
・子ども・子育て関連3法公布(3月)
平成25(2013)年
・中央区子ども・子育て会議の設置
(7月)
平成26(2014)年
平成26年の年間出生数が
1,800人を超える
平成27(2015)年
・次世代育成支援対策推進法
有効期間が令和7(2025)年
3月まで10年間延長
・中央区子ども・子育て支援
事業計画の策定(3月)
(次世代育成支援行動計画と一体的に策定)
子ども・子育て新制度の実施
平成28(2016)年
平成28年の年間出生数が
2,000人を超える
平成29(2017)年
・子育て安心プラン(6月)
・中間の見直し(8月)
平成29年1月
人口15万人を超える
平成30(2018)年
・新・放課後子ども総合プラン(9月)
令和元(2019)年
・幼児教育・保育の無償化(10月)
・改正子どもの貧困対策法
令和2(2020)年
第2期事業計画の策定

2　計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

「中央区子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

（２）中央区における計画体系

本計画は、「中央区基本構想」「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・都・区の関連する計画と整合性のある計画とします。

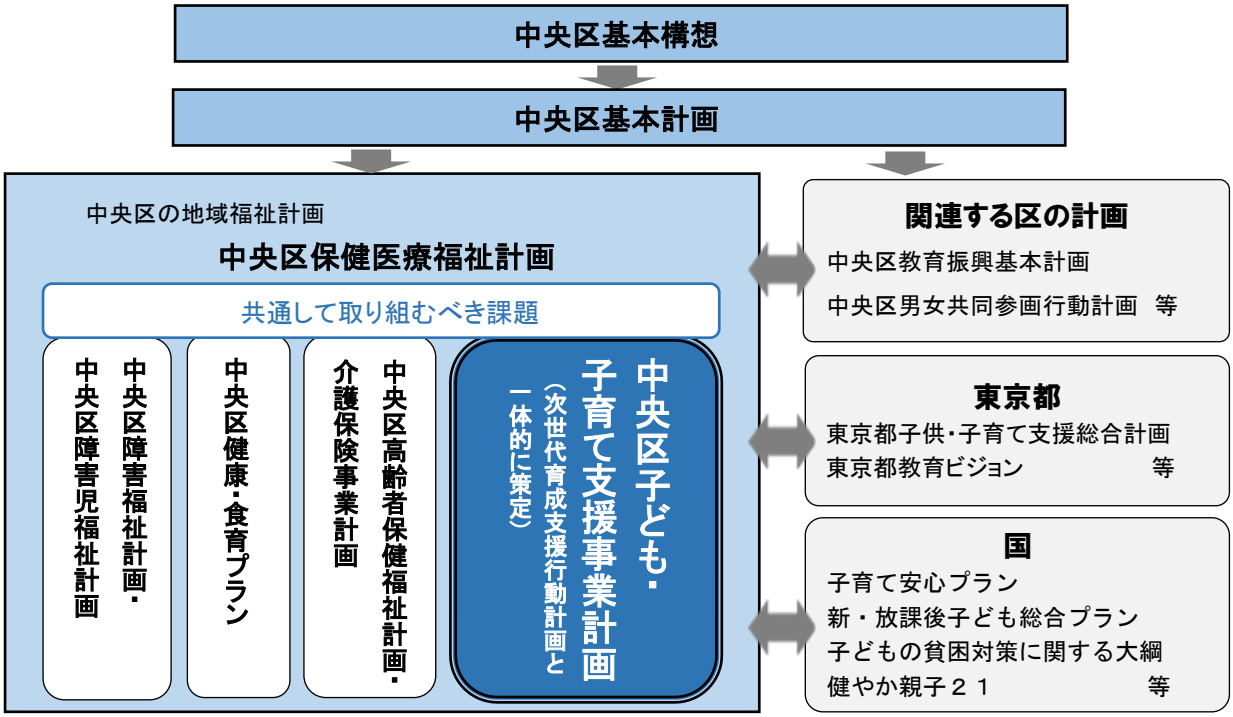

3　計画の期間

本計画は、令和２（2020）年度～６（2024）年度の５年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成27（2015）	平成28（2016）	平成29（2017）	平成30（2018）	平成31（2019）	令和２（2020）	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７～（2024）
第一期中央区子ども・子育て支援事業計画										
					第二期中央区子ども・子育て支援事業計画					
		●中間の見直し		●改定					●改定	第三期

4　計画の策定体制と策定の経緯

（１）中央区子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第 77 条第１項に、教育・保育施設および地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として定められました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者など以下の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

学識経験者	会長・会長職務代理者	２人
医療関係者	各医師会代表	２人
子育て支援事業者	私立保育所等運営主体代表	１人
子育て支援事業従事者	保育園長（区立・私立）・幼稚園長・小学校長	４人
子育て当事者（区民公募）	保護者又は子育てに関心を持つ者	３人
団体関係者	民生・児童委員協議会各地域代表	３人
〃	子育て支援関係団体等代表	１人
区職員	福祉保健部長・保健所長・教育委員会事務局次長	３人
計		19人

子ども・子育て支援法（市町村等における合議制の機関）

第七十七条　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（２）第二期計画策定に伴う「中央区子育て支援に関するニーズ調査」

「中央区子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、区民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

①　調査の目的

本調査は、令和２（2020）年度から５年間を計画期間とする「第２期　中央区子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、区民の子育てニーズや確保を図るべき教育・保育施設や子育て支援サービスの量の見込みなどを算定する基礎資料とするため実施したものです。

②　調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の２種類の調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法
就学前児童保護者調査	区内の就学前児童（0～5 歳）の保護者	無作為抽出　5,500 人 郵送による配布・回収
小学校児童保護者調査	区内の就学児童（小学 1～6 年生）の保護者	無作為抽出　3,500 人 郵送による配布・回収

【調査基準日】平成 30 年 10 月 1 日

【調 査 期 間】平成 30 年 10 月 25 日～11 月 15 日

③　配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	5,460 票	2,970 票	54.4%
小学校児童保護者調査	3,490 票	1,905 票	54.6%
合　計	8,950 票	4,875 票	54.5%

（３）パブリック・コメントの実施（予定）

計画の素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、令和元年 12 月 16 日から令和２年１月７日にかけてパブリック・コメントを実施し、ご意見を計画に反映する予定です。

5　子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

（１）子ども・子育て支援新制度の全体像

子ども・子育て関連３法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

Ⅰ　子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

- 施設型給付
  （認定こども園・幼稚園・保育所）
- 地域型保育給付
  （小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

子育てのための施設等利用給付
（未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用）

子どものための現金給付（児童手当）

Ⅱ　地域子ども・子育て支援事業

１）利用者支援に関する事業
２）時間外保育事業（延長保育事業）
３）①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
　②放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）※
４）子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
５）幼稚園預かり保育
６）一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
７）乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
８）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
９）地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）
10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）
11）妊婦健康診査
12）実費徴収に係る補足給付を行う事業
13）多様な主体の参入促進事業

※区独自事業

（２）対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付

１）施設型給付（教育・保育施設）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内　　容
幼稚園	制限なし	３歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 私立幼稚園については、運営事業者の意向により、制度の給付対象施設に移行している幼稚園と移行していない幼稚園があります。 区立幼稚園はすべて新制度に移行しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	０歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境をとおして、養護及び教育を行います。 ０～２歳は住民税非課税世帯、３歳以上は利用料が無償となります。
認定こども園	短時間保育：制限なし 長時間保育：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	０歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時間保育）と保育所機能（長時間保育）の両方の役割を果たします。 ０～２歳は住民税非課税世帯、３歳以上は利用料が無償となります。

２）地域型保育給付（地域型保育事業）

地域型保育は、区の認可事業として、待機児童の多い０歳児～２歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内　　容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員３人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員６人から 19 人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員のお子さんだけでなく、地域の保育を必要とするお子さんも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障害児向け）	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で１対１で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、１対１の保育を行う事業です。

②子育てのための施設等利用給付

幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	３歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として利用料が無償となります。
特別支援学校の幼稚部	３歳～就学前	３～５歳の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償となります。
認可外保育施設	０歳～就学前	保育の必要性があると認定された３～５歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化。０～２歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償となります。
預かり保育事業	３歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円（満３歳になった日から満３歳後最初の 3 月 31 日までの非課税世帯の預かり保育は最大月 16,300 円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー･サポート･センター事業	０歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第２・３号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（３歳から５歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

③地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、在宅で育児をする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」や保護者の就労、疾病等の理由により利用できる「病児・病後児保育」など、地域でのさまざまな子育て支援事業を実施します。（Ｐ24 参照）

（３）保育の必要性の認定

①支給認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は６つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	１号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満３歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新１号認定	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
	新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

②保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（２号認定、３号認定、新２号認定、新３号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

・就労（月 48 時間以上）
・妊娠、出産
・疾病、障害
・同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
・災害復旧
・求職活動
・就学
・虐待やＤＶのおそれがあること
・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

・「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11 時間以内）
・「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（８時間以内）

第２章　中央区の子ども･子育てを取り巻く現状と課題

１　子ども・子育てを取り巻く状況

（１）人口・世帯数の推移

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、総人口は平成 21(2009)年からの 10 年間で 46.9%増加し、平成 31(2019)年４月１日現在で 163,752 人、世帯数 92,674 世帯となっています。

年齢３区分別の人口動向は、生産年齢人口や老齢人口の増加率に比べ、年少人口の増加が著しく、この 10 年間で 84.0%増加しており、平成 21（2009）年の 11,916 人から 10,008 人増加し、21,924 人となっています。

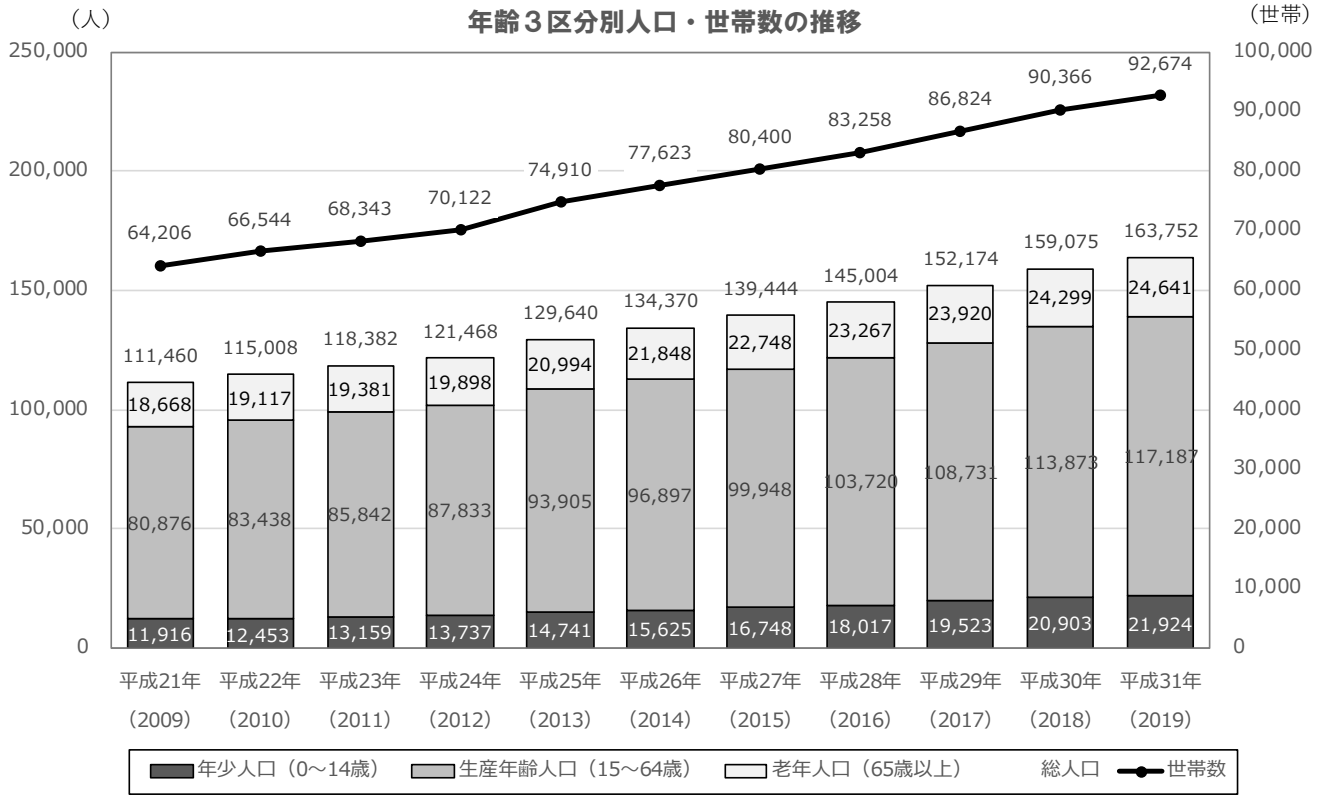

※中央区「住民基本台帳」各年４月１日現在

（２）乳幼児人口の推移

平成 21(2009)年からの０～５歳の乳幼児人口の推移をみると、平成 31(2019)年は 11,302 人となり、10 年前の 5,806 人と比べ約２倍に増えています。

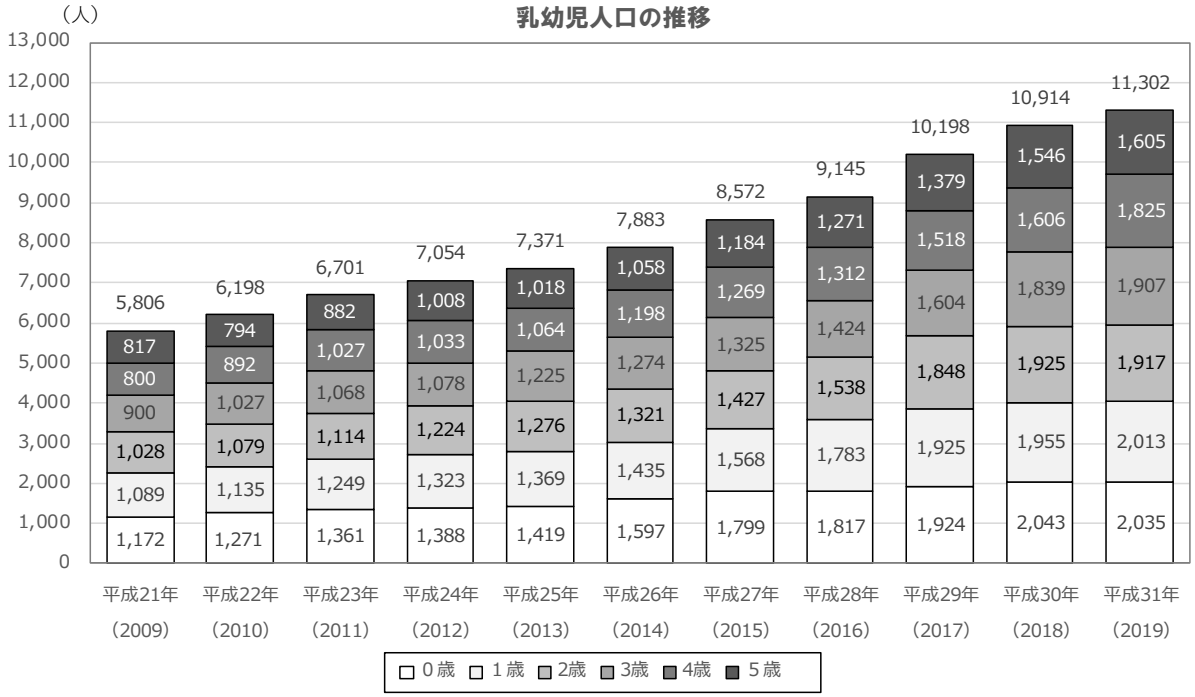

※中央区「住民基本台帳」各年４月１日現在

（３）出生の動向

中央区の合計特殊出生率は、東京都平均と比較すると平成 22（2010）年以降は一貫して高く、平成 29（2017）年は区部で最も高い 1.42 となっています。

年間あたりの出生数は、平成 28（2017）年に 2,000 人を超え、その後も増加が続き、平成 30（2018）年で 2,108 人となっています。

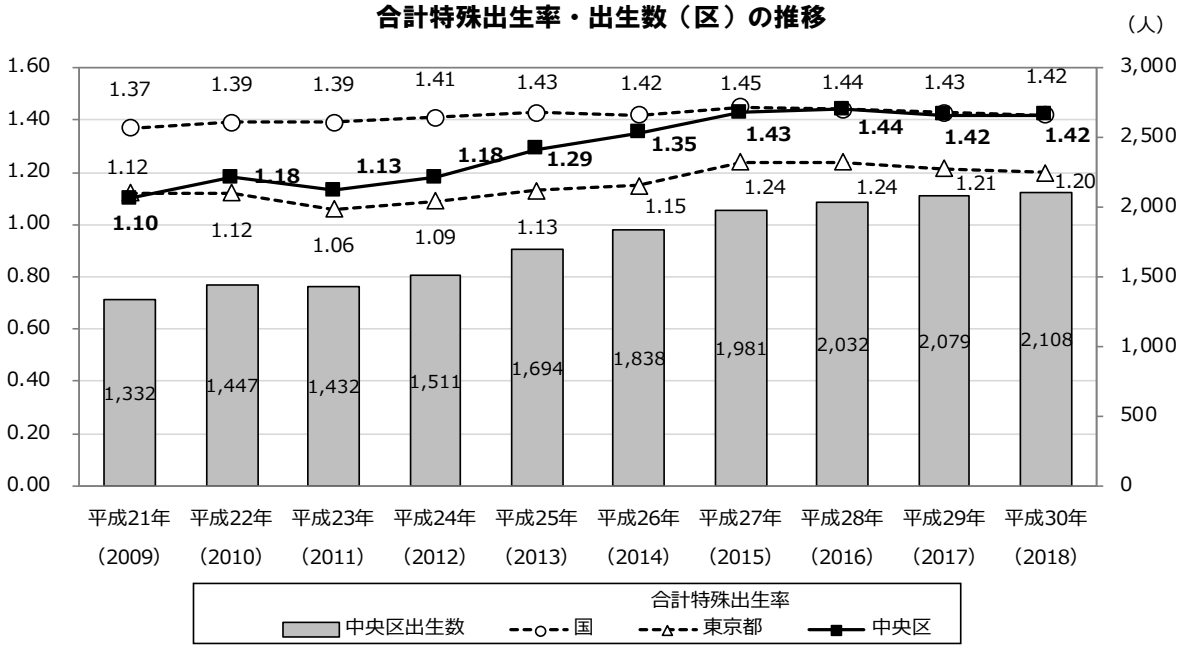

※出生数は中央区資料

※合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」および東京都「人口動態統計年報（確定数）」による

（４）子どものいる世帯の状況

世帯の状況をみると、６歳未満の子どものいる一般世帯は 10.9%、６歳以上 18 歳未満の子どものいる一般世帯は 14.8%で、いずれも全国水準・東京都水準を上回っており、本区は子どものいる世帯の割合が多いことがわかります。

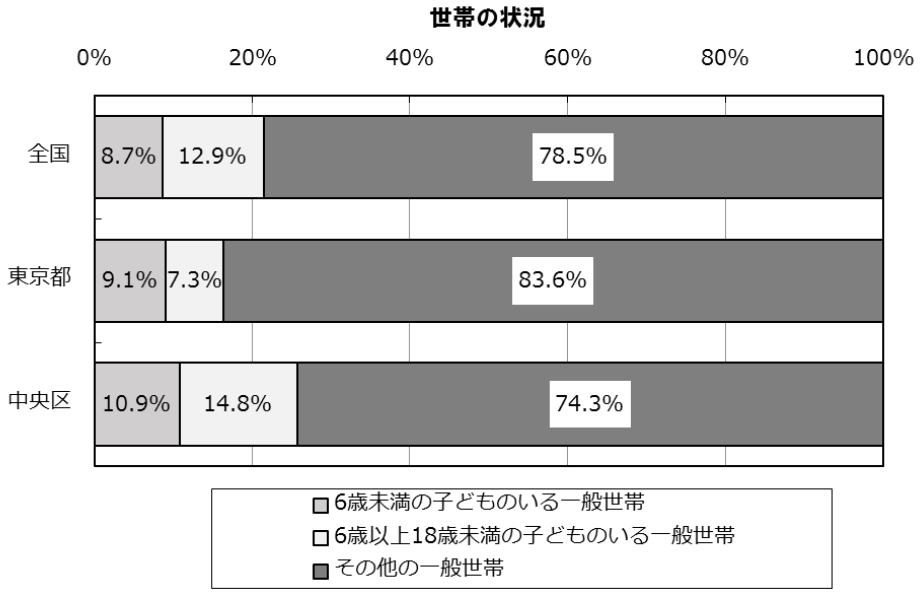

※総務省「国勢調査」（平成 27 年）

６歳未満の子ども（8,789 人）のいる世帯は 7,202 世帯であり、97.1%が核家族となっています。

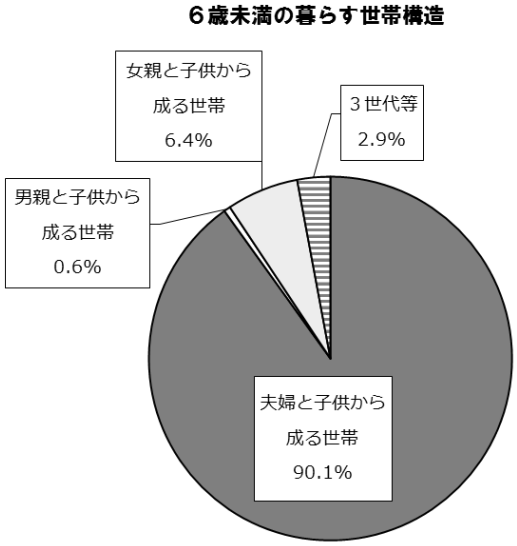

※総務省「国勢調査」（平成 27 年）

	世帯数（世帯）	世帯人員（人）	6歳未満人員（人）
一般世帯	79,256	140,501	8,789
6歳未満の子どものいる世帯	7,202	24,828	8,789
核家族	6,990	23,850	8,533
夫婦と子供から成る世帯	6,487	22,641	7,956
男親と子供から成る世帯	42	102	47
女親と子供から成る世帯	461	1,107	530
3世代等	212	978	256

※総務省「国勢調査」（平成 27 年）

（５）女性の就業状況

女性の就業状況について年代別就業率をみると、一旦就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため 20 代・30 代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線をなだらかに描いていることがわかります。

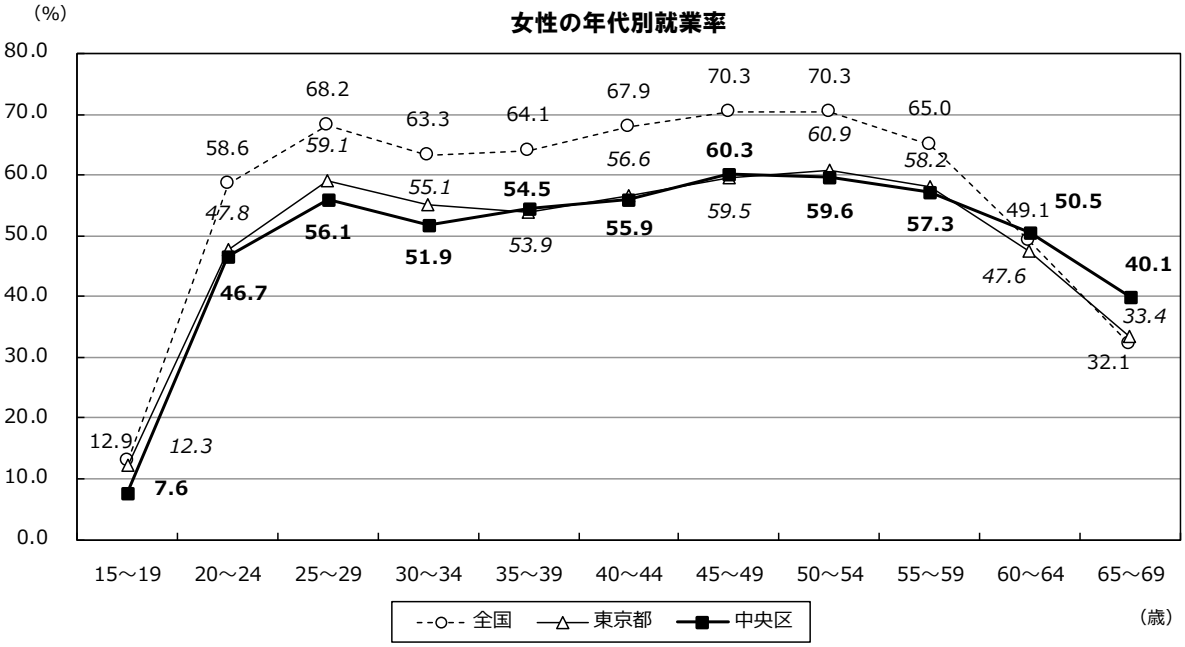

※総務省「国勢調査」（平成 27 年）

2　ニーズ調査結果から見た子どもを取り巻く状況

子育ての不安感、負担感、孤立感

５年前に比べ共働き家庭が増えている

保護者の就労状況から分類した家庭類型について（単回答）

現在の家庭類型は、共働き家庭（タイプＢ、Ｃ、Ｃ’、Ｅ、Ｅ’）が平成 25 年調査に比べ、54.7%から 67.4%へと 12.7 ポイント増加しています。

特に、「タイプＢ（フルタイム×フルタイム）」は５年間で 42.3%から 54.5%へと 12.2 ポイント増加しており、「タイプＤ（専業主婦（夫））」は 39.9%から 27.7%へと 12.2 ポイント減少しています。

＜就学前児童調査＞

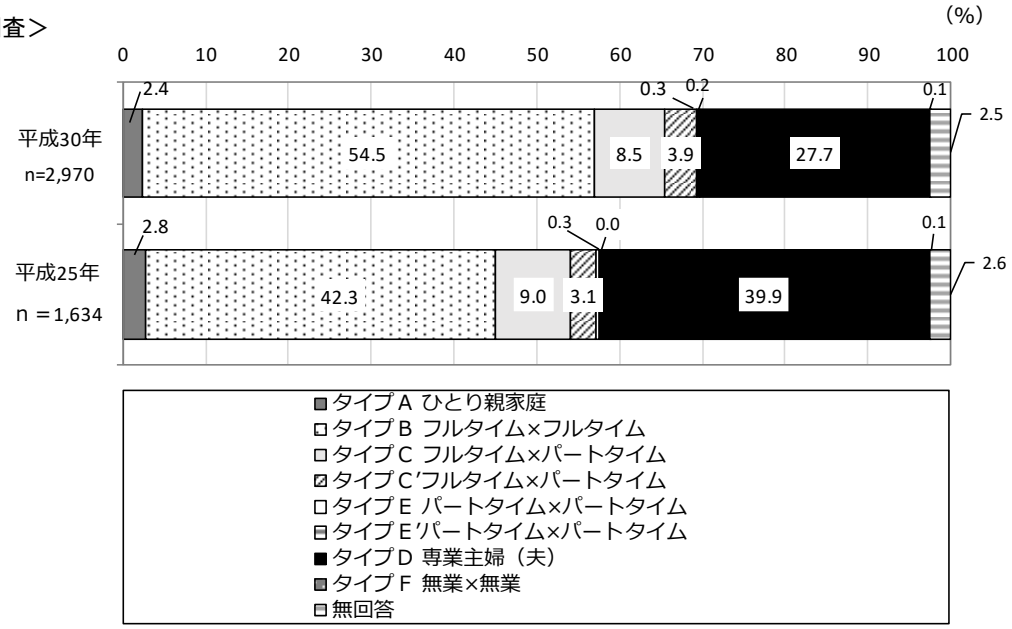

子どもを保護者に代わってみてくれる親族・知人がいない方が約３割

子どもを保護者に代わってみてくれる親族・知人の有無（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母・兄弟等の親族にみてもらえる」が 60.5%で最も高く、次いで「いずれもいない」が 28.7%、「緊急時もしくは用事の際には友人・知人にみてもらえる」が 8.8%の順となっています。

＜就学前児童調査＞

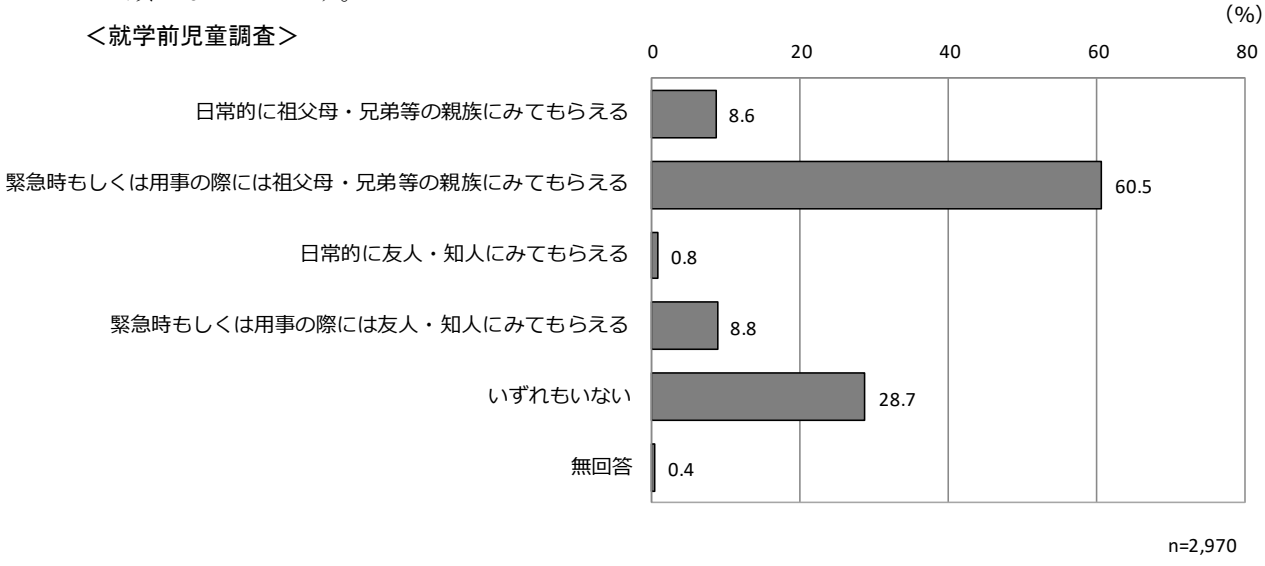

n=2,970

母親に子育ての負担がかかっている

子育てを主に行っている人（単回答）

子育てを主に行っている人は就学前児童調査、小学校児童調査共に「主に母親」が７割以上で最も高く、次いで「父親・母親とも同じくらい」となっています。

＜就学前児童調査＞

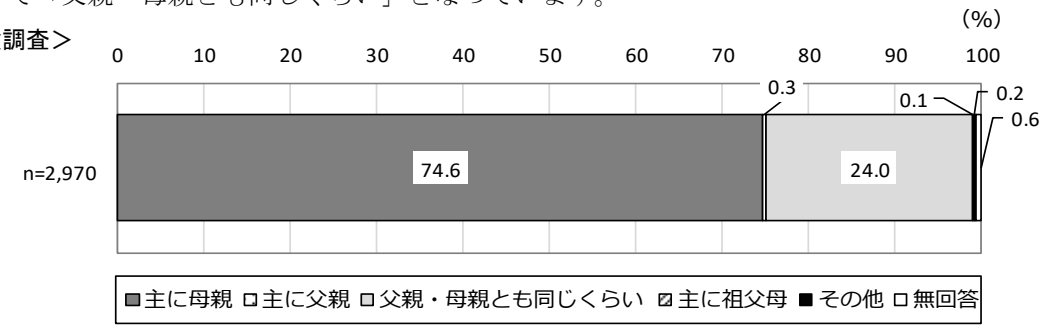

＜小学校児童調査＞

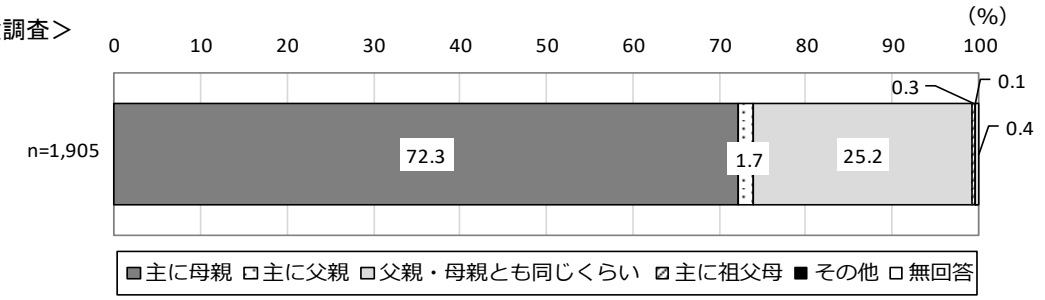

ほとんどの方は子どもがいると家庭が明るくなると感じる一方で、時間が取れず自由がないと感じている方も多い

子育ての感想（単回答）

「よく感じる」と「時々感じる」を合わせた割合は、「子どもがいると家庭が明るくなる」が 98.7%、「子どもの顔をみると気持ちが安らぐ」が 98.4%、「子育てが楽しい」が 95.2%となっており、「自分の時間が取れず自由がない」は 81.0%となっています。

＜就学前児童調査＞

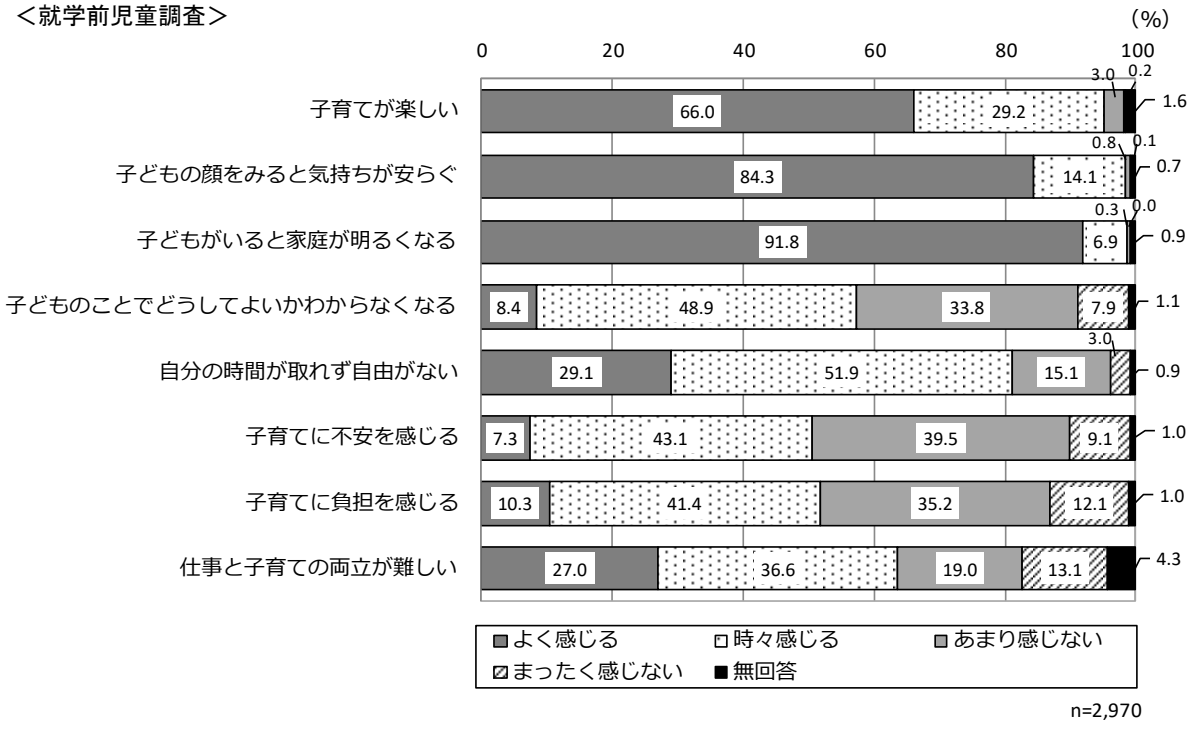

仕事と子育ての両立

母親の就労意向は、今後ますます高くなる

母親の現在の就労状況と今後の就労予定（単回答）

現在は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が 57.0%、1 年後は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が 57.9%で最も高くなっています。

就業率は、現在の 70.1%に比べ、1 年後の就業率は 74.0%で 3.9 ポイント増加しています。

＜就学前児童調査＞

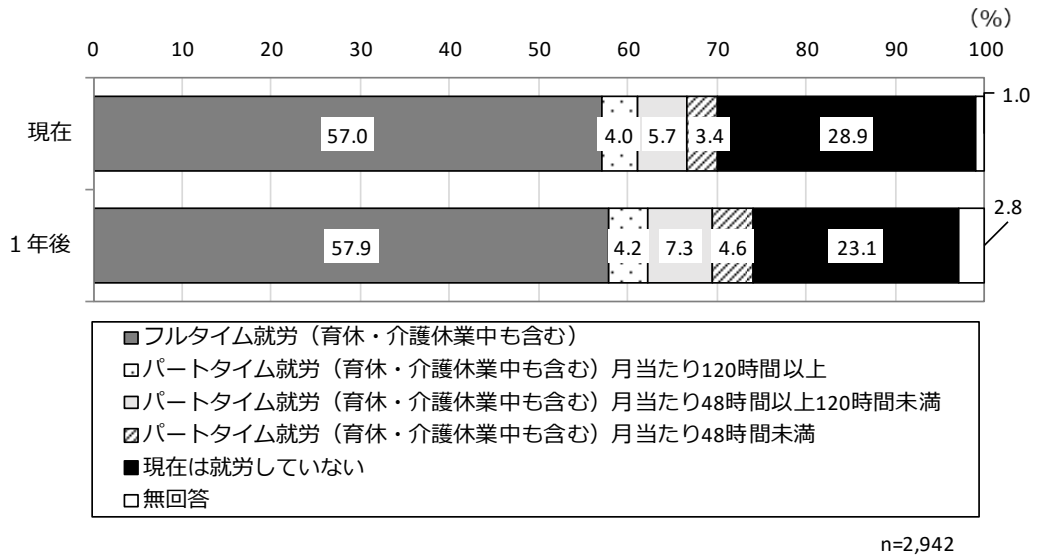

n=2,942

父親の育児休業の取得は、進んでいない

両親の育児休業の取得状況（単回答、数量回答）

「取得した（取得中である）」は、“母親”は 60.6%、“父親”は 8.6%となっています。

＜就学前児童調査＞

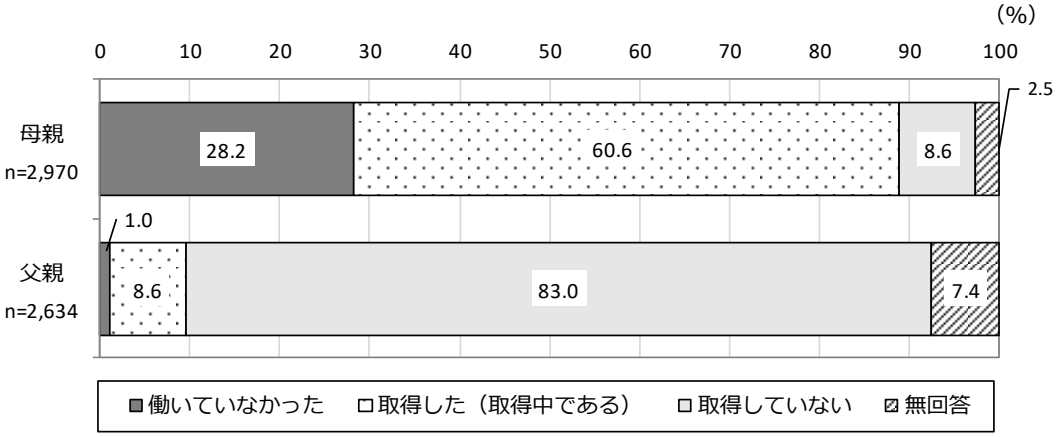

情報収集方法

子育てに関する情報の入手は「インターネット」が７割以上、「隣近所の人、知人、友人」が約７割と多い。一方で「区のおしらせ 中央」やパンフレットといった紙媒体は２割弱と少ない。

子育てに関する情報の入手先（複数回答）

「インターネット（携帯電話・スマートフォン利用）」が 74.2％で最も高く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が 69.9％となっています。一方で「区のおしらせ　中央」やパンフレットは 18.7％となっています。

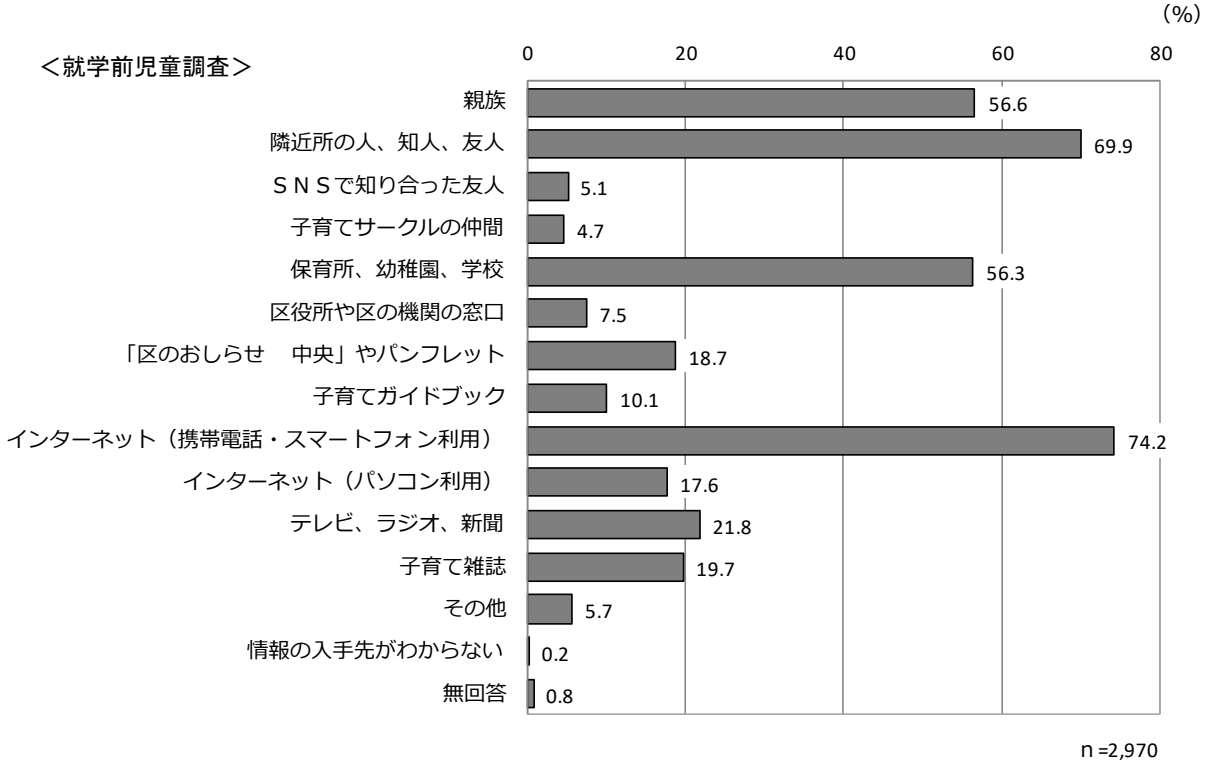

3　子ども・子育て支援策の現状

（１）教育・保育施設の現状

主な施設一覧

令和元年 10 月 1 日現在

施設区分		京橋地域	日本橋地域	月島地域
認可保育所等　６１園		１３園	２２園	２６園
	区立認可保育所 １４園	・桜川保育園 ・明石町保育園 ・築地保育園 ・八丁堀保育園 ４園	・十思保育園 ・堀留町保育園 ・人形町保育園 ・日本橋保育園 ・浜町保育園 ５園	・つくだ保育園 ・月島保育園 ・勝どき保育園 ・かちどき西保育園 ・晴海保育園 ５園
	私立認可保育所 ４１園	・ブライト保育園東京入船 ・ＴＫチルドレンズファーム湊校 ・ぽけっとランド明石町保育園 ・太陽の子新川保育園 ・あい保育園新川 ・日生新川保育園ひびき ６園	・にじいろ保育園小伝馬町 ・ほっぺるランド日本橋堀留町 ・さくらさくみらい人形町 ・あい保育園日本橋 ・かふう保育園日本橋 ・モニカ人形町園 ・グローバルキッズかきがら園 ・あい保育園水天宮 ・学栄ナーサリー日本橋蛎殻町保育園 ・コビープリスクールはこざき ・テンダーラビング保育園東日本橋 ・日生東日本橋保育園ひびき ・ナーサリールームベリーベアー日本橋 ・キッズハウス浜町公園 ・さくらさくみらい東日本橋 ・あい・あい保育園　日本橋浜町園 １６園	・ほっぺるランド佃 ・保育所まぁむ月島駅前園 ・みちてる保育園 ・太陽の子月島保育園 ・アンジェリカ月島保育園 ・月島雲母保育園 ・さくらさくみらい月の岬 ・月島聖ルカ保育園 ・まなびの森保育園勝どき ・ほっぺるランド勝どき ・アスク勝どき保育園 ・ベネッセ勝どき保育園 ・ほっぺるランド新島橋かちどき ・勝どきえほん保育園 ・ニチイキッズさわやか勝どき６丁目保育園 ・ポピンズナーサリースクール晴海 ・さくらさくみらい晴海 ・アスク晴海３丁目保育園 ・小学館アカデミー晴海保育園 １９園
	区立認定こども園 ２園	・京橋こども園 １園	－	・晴海こども園 １園
	私立認定こども園 １園	－	－	・小学館アカデミー勝どきこども園 １園
	地域型保育事業所 ３園	・キャリー保育園八丁堀 ・Kuukids（クーキッズ） ２園	・キッズラボ水天宮前園 １園	－

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
認証保育所 （東京都認証保育所） １２園	・ポピンズナーサリースクール京橋 ・グローバルキッズ新川園 ２園	・アスク人形町駅前保育園 ・グローバルキッズ水天宮前園 ・ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園 ３園	・マミーズエンジェル月島保育園 ・ちゃいれっく月島駅前保育園 ・さくらさくみらい月島 ・ポピンズナーサリースクール月島 ・ピノキオ幼児舎月島園 ・ニチイキッズさわやかプラザ勝どき保育園 ・アスク晴海保育園 ７園
区立幼稚園 １６園 （休園中３園） ★預かり保育実施園	昭和幼稚園（休園中） 泰明幼稚園 中央幼稚園 明石幼稚園★ 京橋朝海幼稚園 明正幼稚園 ６園	・常盤幼稚園（休園中） ・日本橋幼稚園 ・有馬幼稚園★ ・久松幼稚園 ・阪本幼稚園（休園中） ５園	・月島幼稚園 ・月島第一幼稚園★ ・月島第二幼稚園 ・晴海幼稚園 ・豊海幼稚園 ５園

② 保育所・幼稚園等入所状況

平成 27 年度と平成 31 年度の比較で保育所等入所希望者は 3,713 人から 5,228 人に増加し、保育ニーズ率も 43.3%から 46.3%に上昇しています。年齢別の保育ニーズ率は、３～５歳よりも１・２歳が高くなっています。

３～５歳の保育ニーズ率と幼稚園等の入園率を比較すると、保育ニーズ率の方が高くなっており、その差は、平成 27 年度は約５ポイント差でしたが、平成 31 年度には約 17 ポイント差まで広がっています。

平成27年度

学　　齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,799人	1,568人	1,427人	1,325人	1,269人	1,184人	8,572人
		2,995人		3,778人			
保育所等入所者数 B	358人	1,439人		1,797人			3,594人
待機児童数 C	37人	82人		0人			119人
小計 D(B+C) 入所希望者数	395人	1,521人		1,797人			3,713人
保育ニーズ率 D／A	21.9%	50.8%		47.6%			43.3%
幼稚園等入園者数 E	－	－	－	1,614人			
入園率 E／A	－	－	－	42.7%			

平成28年度

学　　齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,817人	1,783人	1,538人	1,424人	1,312人	1,271人	9,145人
		3,321人		4,007人			
保育所等入所者数 B	377人	1,573人		2,012人			3,962人
待機児童数 C	65人	198人		0人			263人
小計 D(B+C) 入所希望者数	442人	1,771人		2,012人			4,225人
保育ニーズ率 D／A	24.3%	53.3%		50.2%			46.2%
幼稚園等入園者数 E	－	－	－	1,603人			
入園率 E／A	－	－	－	40.0%			

平成29年度

学　　齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,924人	1,925人	1,848人	1,604人	1,518人	1,379人	10,198人
		3,773人		4,501人			
保育所等入所者数 B	391人	1,689人		2,192人			4,272人
待機児童数 C	104人	220人		0人			324人
小計 D(B+C) 入所希望者数	495人	1,909人		2,192人			4,596人
保育ニーズ率 D／A	25.7%	50.6%		48.7%			45.1%
幼稚園等入園者数 E	－	－	－	1,693人			
入園率 E／A	－	－	－	37.6%			

平成30年度

学　　齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	2,043人	1,955人	1,925人	1,839人	1,606人	1,546人	10,914人
		3,880人		4,991人			
保育所等入所者数 B	430人	1,836人		2,463人			4,729人
待機児童数 C	65人	121人		2人			188人
小計 D(B+C) 入所希望者数	495人	1,957人		2,465人			4,917人
保育ニーズ率 D／A	24.2%	50.4%		49.4%			45.1%
幼稚園等入園者数 E	－	－	－	1,811人			
入園率 E／A	－	－	－	36.3%			

平成31年度

学　　齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	2,035人	2,013人	1,917人	1,907人	1,825人	1,605人	11,302人
		3,930人		5,337人			
保育所等入所者数 B	429人	1,885人		2,717人			5,031人
待機児童数 C	48人	149人		0人			197人
小計 D(B+C) 入所希望者数	477人	2,034人		2,717人			5,228人
保育ニーズ率 D／A	23.4%	51.8%		50.9%			46.3%
幼稚園等入園者数 E	－	－	－	1,817人			
入園率 E／A	－	－	－	34.0%			

※各年度４月１日現在

③　保育施設数と定員数、入所者数

保育施設については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までに認可保育所を新たに 19 園開設するなど、定員数を 1,421 人増やしており、入所者数も 1,629 人増えています。

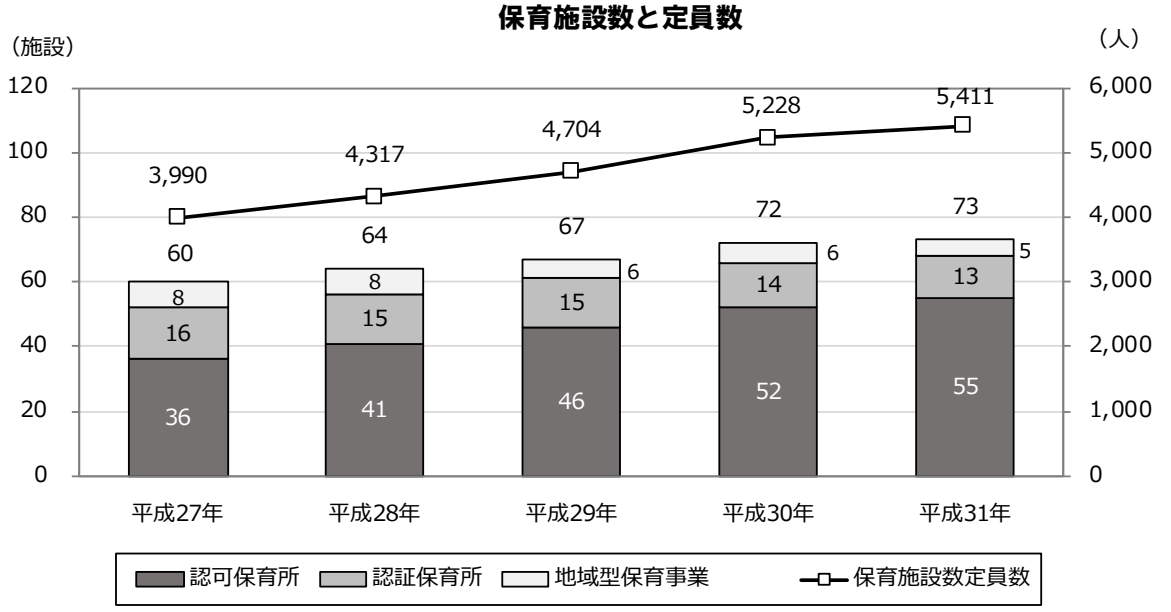

※各年４月１日の実績値

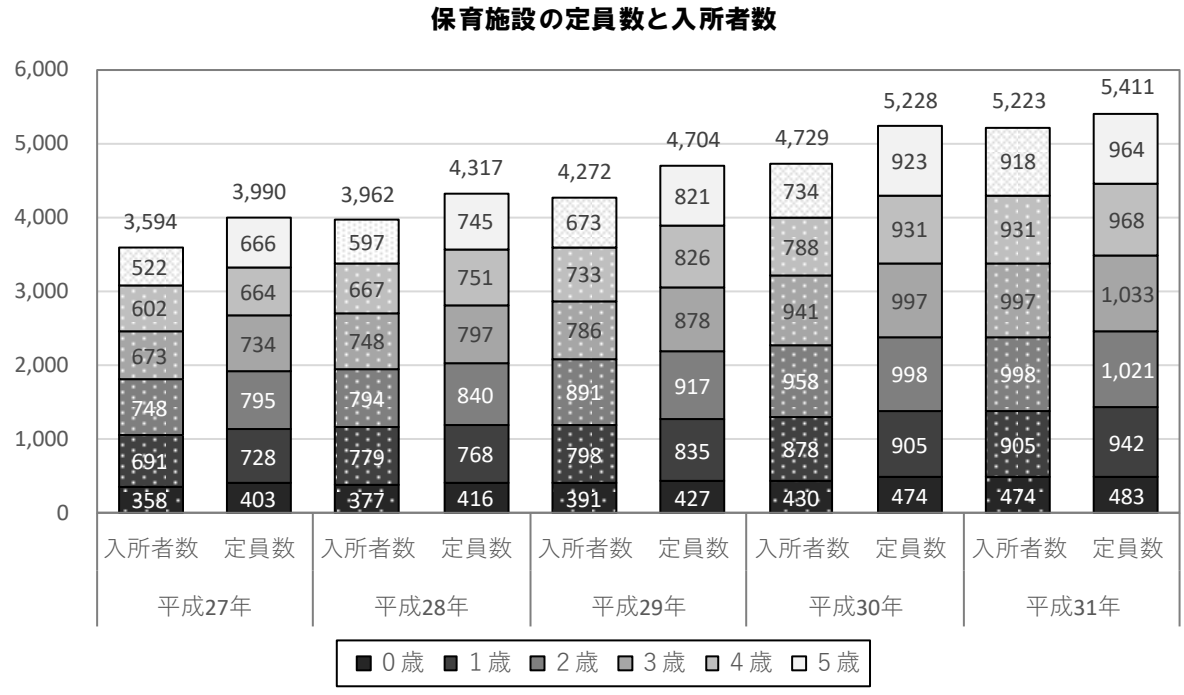

※各年４月１日の実績値
※保育施設定員数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業の合計

④　待機児童の現状

待機児童数については、平成 27 年の 119 人から平成 29 年には 324 人へ増加していましたが、平成 30 年に 188 人に減少し、平成 31 年は 197 人となりました。

毎年、施設整備による定員拡大を行い、定員数は増加していますが、乳幼児人口の増加と保育ニーズ率の上昇も相まって待機児童の解消には至っていません。

年齢別の待機児童数をみると、毎年１歳児が最も多くなっています。また、平成 27 年以降、４歳、５歳の待機児童はいません。

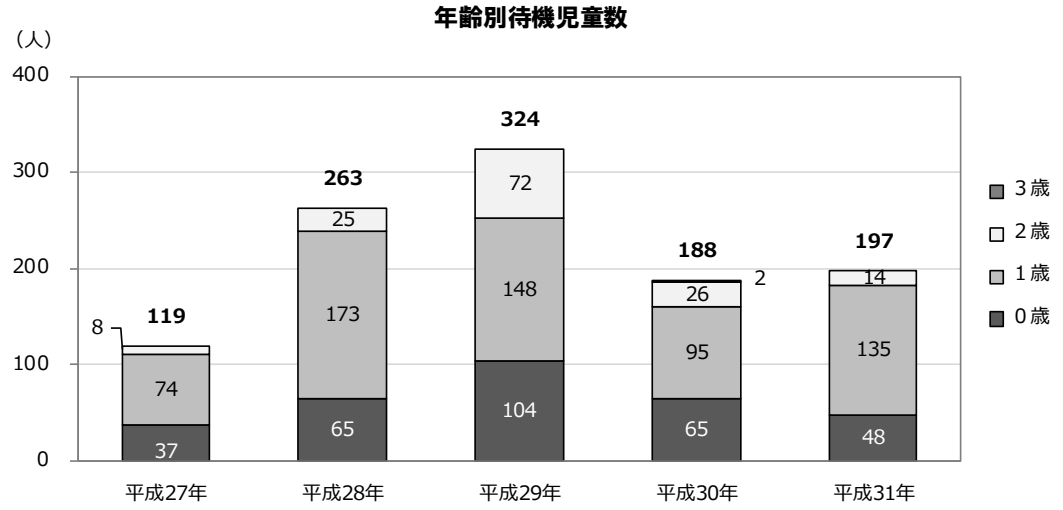

※各年４月１日の実績値

⑤　幼稚園等の現状

区立幼稚園については、現在 13 園が開園されています（３園休園中）。また、認定こども園については、区立２園、私立１園で短時間保育を行っており、入園者数は毎年増えているものの、入園率は減少傾向となっています。

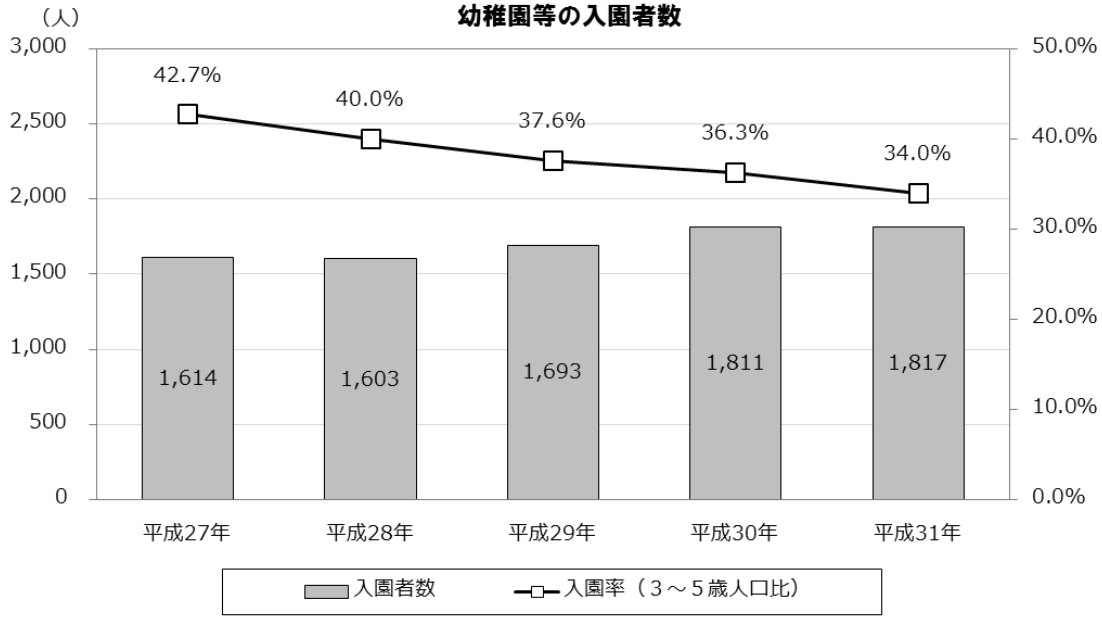

※各年４月１日の実績値

（２）地域子ども・子育て支援事業の概要

①　主な施設の概要

現在、区内には小学校児童を対象とした放課後の安全・安心な居場所として学童クラブが８児童館内で、子どもの居場所「プレディ」が 12 小学校内で、実施されています。また、一時預かり保育が５カ所、０～３歳までの乳幼児とその保護者を対象とした子育て交流サロン「あかちゃん天国」が７カ所、病児・病後児保育が４カ所で実施されています。

主な施設一覧

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
学童クラブ ８館	・築地児童館 ・新川児童館 ２館	・堀留町児童館 ・浜町児童館 ２館	・佃児童館 ・月島児童館 ・勝どき児童館 ・晴海児童館 ４館
子どもの居場所「プレディ」 12 小学校	・プレディ中央（中央小学校内） ・プレディ明石（明石小学校内） ・プレディ京築（京橋築地小学校内） ・プレディ明正（明正小学校内） ４校	・プレディ日本橋（日本橋小学校内） ・プレディ有馬（有馬小学校内） ・プレディ久松（久松小学校内） ３校	・プレディ佃島（佃島小学校内） ・プレディ月一（月島第一小学校内） ・プレディ月二（月島第二小学校内） ・プレディ月三（月島第三小学校内） ・プレディ豊海（豊海小学校内） ５校
一時預かり保育 ５カ所	・京橋こども園 １カ所	・子ども家庭支援センター日本橋分室 ・子ども家庭支援センター十思分室 ２カ所	・子ども家庭支援センター「きらら中央」 ・晴海こども園 ２カ所
子育て交流サロン「あかちゃん天国」 ７カ所	・築地児童館 ・新川児童館 ２カ所	・堀留町児童館 ・浜町児童館 ２カ所	・子ども家庭支援センター「きらら中央」 ・月島児童館 ・晴海児童館 ３カ所
病児・病後児保育 ４カ所	・聖路加国際病院附属保育所聖路加ナーサリー（病児・病後児） １カ所	・ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園（病後児） １カ所	・勝どき小児クリニック（病後児） ・ゆめみらい（病児・病後児） ２カ所

② 各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、中央区で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

１）利用者支援に関する事業（利用者支援）

・保育所申込み等に関する相談体制

保育園長経験者等を窓口に配置するほか、日本橋・月島特別出張所、子ども家庭支援センター「きらら中央」、中央区保健所、日本橋保健センターにおいて出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に対応しています。また、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供も行っています。

・子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

・妊娠・出産に関する相談窓口

保健所・保健センターにおいて母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行っています。

（件）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可保育所入所申込受付件数（※１）		1,619	2,608	2,643	2,686
保育園入園出張相談での相談件数		992	903	848	857
「あかちゃん天国」での相談件数		1,049	1,114	1,435	1,498
「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談件数（※２）				4,583	4,359
	妊婦相談（再掲）			1,647	1,677

※１　認可保育所入所申込受付件数は、平成 28 年度から再申請の件数を含める。
※１　平成 27 年度の再申請を含む件数としては、2,376 件である。
※２　平成 29 年度以前も保健指導（健康相談）として対応。

２）時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所、認定こども園で通常保育の前後の時間に、時間外保育を実施しており、月極利用とスポット利用（１日単位）の２種類があります。さらに京橋こども園では、スポットの夜間保育も実施しています。

・延長時間：通常保育終了時から１時間　概ね午後６時 30 分から午後７時 30 分まで
・保育料：月極延長　通常保育料の概ね 10％
　　スポット延長　１回 400 円
・スポット夜間保育
　実施場所：京橋こども園
　利用時間及び保育料：午後７時 30 分から午後９時まで　１回 1,000 円
　　午後７時 30 分から午後 10 時まで　１回 1,400 円

また、認証保育所では、利用契約により午後７時以降の保育を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育利用定員数(人)	666	798	863	870
時間外保育事業利用者数(人/日)	210	205	282	258

認証保育所 19 時以降契約者数	66	58	97	48

３）-１　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

中央区では区立児童館８館で学童クラブ事業を実施しています。区内に居住し、又は区内の小学校に在籍している１年生から６年生までの児童を対象としています。

・実施場所：築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館
・利用日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
・利用時間：下校時から午後６時まで（土曜日は午前８時 30 分から午後５時まで、春・夏・冬休み等は午前８時 30 分から午後６時まで（土曜日は午後５時まで））
・利用時間の延長：保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、平日（土曜日を除く）の午後７時 30 分まで利用できます。（１回 400 円、月上限額 5,000 円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全体	児童館数（館）	8	8	8	8	8
	クラブ数	13	13	13	13	13
	定員数（人）	535	565	565	575	585
	入所者数（人）	535	564	560	575	585
	待機者数（人）	88	134	190	190	203
京橋地域	児童館数（館）	2	2	2	2	2
	クラブ数	3	3	3	3	3
	定員数（人）	110	120	120	120	120
	入所者数（人）	110	120	115	120	120
	待機者数（人）	24	12	15	33	36
日本橋地域	児童館数（館）	2	2	2	2	2
	クラブ数	2	2	2	2	2
	定員数（人）	85	85	85	85	85
	入所者数（人）	85	85	85	85	85
	待機者数（人）	2	25	31	28	36
月島地域	児童館数（館）	4	4	4	4	4
	クラブ数	8	8	8	8	8
	定員数（人）	340	360	360	370	380
	入所者数（人）	340	359	360	370	380
	待機者数（人）	62	97	144	129	131

就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、待機率は平成 31 年度で 25.8%となっています。

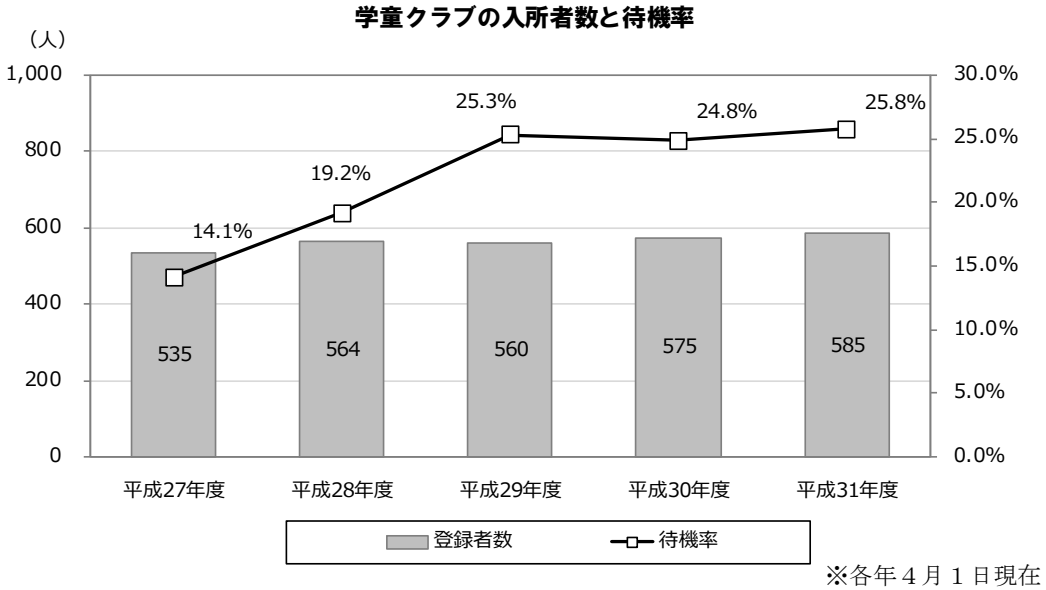

※各年４月１日現在

３）-２　放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

中央区では区立小学校 16 校のうち、12 校で「プレディ」を実施しています。

・開設校：中央、明石、京橋築地、明正、日本橋、有馬、久松、佃島、月島第一、月島第二、月島第三、豊海
・開設日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
・開設時間：プレディ設置校の放課後から午後５時まで（土曜日、春・夏・冬休み等は午前８時３０分から午後５時まで）ただし、保護者の就労など特別な事情がある場合は最長午後７時３０分（土曜日は午後６時）まで。（６時以降の利用は１回 400 円、月上限額 5,000 円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施校数（校）	12	12	12	12	12
全児童数（人）	5,418	5,789	6,277	6,715	7,121
利用登録者数（人）	2,893	3,111	3,337	3,469	3,074
平日：年間参加延べ人数（人）	118,690	133,458	144,906	155,001	－
平日：１日平均参加人数（人）	593	667	717	771	－

４）子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。中央区では生後７日目～中学校３年生の子どもを対象に、区が委託する区外２施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

・利用泊数
　施設：原則６泊７日まで
　協力家庭：原則２泊３日まで
・利用料　１泊２日 6,000 円（以降１日増えるごとに 3,000 円加算）

延利用日数（日）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児院（二葉乳児院）	25	0	59	43
養護施設（石神井学園）	16	20	11	22
協力家庭	0	3	0	0

５）幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後２時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各１園において預かり保育を実施しています。

・実施園：明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園
・時　間：通常の教育時間終了後、午後４時 30 分まで（夏季休業日等は午前９時から午後４時 30 分まで）
・対　象：預かり保育実施園の在園児

各年度４月当初の人数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録利用定員	72 人（各園 24 人）			
登録利用者数（人）	65	60	60	71
一時利用定員	１日あたり 30 人から登録利用者数を除いた人数 ※３歳児は１日あたり８人から登録利用者数を除いた人数			

年間利用実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者利用延べ件数（件）	5,596	6,262	5,913	7,338
一時利用延べ件数（件）	7,403	7,688	8,066	7,075
年間利用延べ件数（件）	12,999	13,950	13,979	14,413

６）-１　一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業です。

中央区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に子どもを預かる緊急保育を実施しています。また、認証保育所においても、定員の空きを利用して一時預かり保育を実施しています。

【一時保育】

・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園、晴海こども園
・利用時間：午前９時から午後５時まで（１時間単位での利用）
・対象：生後 57 日目以上の未就学児
・利用料：１時間 800 円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

【緊急保育】

・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園
・利用期間：原則として２日以上 30 日以内
・対象：生後 57 日目以上の未就学児
・利用料：１日 2,000 円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

延利用人数(人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時保育	16,094	17,889	18,483	19,895
緊急保育	288	276	262	264
合　計	16,382	18,165	18,745	20,159

６）-２　子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園
・利用時間：午後５時から午後 10 時まで
・対象：２歳～小学校６年生（京橋こども園は未就学児まで）
・利用料：１回 2,000 円

延利用人数(人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼児室（未就学児）	754	1,314	1,009	837
児童室（小学生）	72	162	250	158
合　計	826	1,476	1,259	995

６）-３　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

・利用時間：原則として午前７時から午後８時まで
・対象：生後 57 日以上小学校６年生以下の子どもを育てている方
・利用料：１時間 800 円（早朝、夜間及び休日等は１時間 1,000 円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
提供会員数（人）	241	227	248	264
両方会員数（人）	169	178	176	183
依頼会員数（人）	1,693	1,883	2,008	2,146

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
活動件数（件）	4,584	5,409	5,656	5,399

７）乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

中央区では生後 28 日以内の新生児および４カ月までの乳児を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師、看護師）により訪問指導を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
出生数（人）	1,975	1,999	2,122	2,109
訪問対象者数（人）　A	1,956	2,022	2,008	2,128
訪問件数（件）　B	1,540	1,593	1,596	1,733
乳児健診等による把握数　C	414	429	412	395
訪問率　B／A	78.7%	78.8%	79.5%	81.4%
把握率　（B+C）／A	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%

※訪問対象者数…出生後、訪問の対象となる時期（３カ月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。

８）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

中央区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に

連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養育支援訪問	育児･家事援助（件）	160	37	61	78
	専門的相談支援（件）	21	2	0	0
要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議　開催数（回／年）	12	16	22	26

９）地域子育て支援拠点事業　（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。子ども家庭支援センターおよび区立児童館６館で実施しています。

・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館
・利用時間：午前９時から午後５時まで
・対象: ０歳から３歳になった最初の３月 31 日までの間にある乳幼児とその保護者、妊娠中の方
・利用料：無料

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
拠点数（カ所）	7	7	7	7
乳幼児利用人数（人）　A	81,467	89,606	85,337	91,205
保護者利用人数（人）　B	80,744	88,897	84,503	89,554
妊娠中の方の利用人数（人）　C	234	218	251	322
利用人数（人）　計	162,445	178,721	170,091	181,081
延べ開館日数（日）　D	2,418	2,412	2,412	2,412
１カ所１日あたり平均利用人数（人）　（A+B+C）／D	67	74	71	75

10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

中央区では区が委託する医療機関または認証保育所の４施設の保育室で預かる事業を実施しています。

・利用時間：午前９時から午後５時 30 分まで
・対象：生後７カ月～小学校３年生
・利用料：１日 2,000 円

延利用人数（人）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児・病後児保育室	京橋地域 聖路加ナーサリー	681	823	782	778
	月島地域 ※１ ゆめみらい	―	―	―	714
病後児保育室	日本橋地域 さわやか保育園・日本橋浜町	431	488	474	453
	月島地域　※２ 勝どき小児クリニック	804	―	261	426

※１　平成 30 年６月１日契約開始
※２　平成 27 年度までの実績は、小森小児科医院病後児保育室の実績（平成 28 年３月 23 日契約終了）
※２　平成 29 年度からの実績は、勝どき小児クリニック病後児保育室の実績（平成 29 年６月７日契約開始）

11) 妊婦健康診査

母子保健法第 13 条で、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

中央区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大 14 回：国基準）・超音波検査・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数（母子健康手帳交付件数）（件）		2,254	2,255	2,357	2,316
妊婦健診受診件数（件）	１回目	2,081	2,075	2,179	2,124
	２～１４回目（延べ件数）	19,989	20,327	21,116	20,910

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園などに通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

延べ件数（件）			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１号認定	認定こども園（短時間）	教科書・行事費等（給食費以外）		1	5	0
		給食費（副食材料費）		12	0	0
	幼稚園	教科書・行事費等（給食費以外）		449	303	325
２号認定	保育所等	教科書・行事費等（給食費以外）		39	232	65
３号認定	保育所等	教科書・行事費等（給食費以外）		6	35	8

4　子ども・子育て支援における総合的課題

課題１　教育・保育環境の整備・充実

区では、待機児童解消を最重要課題として取り組み、第一期計画期間で認可保育所を新たに 25 園開設するなど 1,800 人の定員拡大を図ってきました。しかしながら、それを上回る乳幼児人口及び保育ニーズの増加があったことから、未だ待機児童の解消には至っておらず、平成 31 年 4 月 1 日現在の待機児童は 197 人となっています。今後も、さらなる保育ニーズの増加が見込まれるため、引き続き保育施設の整備を推進していく必要があります。

また、施設の量的拡充とともに、教育・保育の質の確保・向上を図っていくことが重要です。乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であることから、良好な保育環境において、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援などが行われるよう取組を進めるとともに、子どもと直接関わる幼稚園教諭や保育士等の資質の向上を図り、教育・保育の質を高めていく必要があります。

課題２　放課後等の居場所づくり

共働き家庭の増加、核家族化や情報化の進展など子育て環境が変化しています。学齢期は社会性の発達や心身の成長が著しい時期であることから、学校教育とともに放課後等における子どもの健全な育成を図るため、学習や遊びのほか、多様な体験・交流活動のための機会を提供していく必要があります。区では、学齢期の児童数の増加に対応するため、学童クラブと子どもの居場所「プレディ」が連携し、放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保に努めてきました。今後も、両事業がそれぞれの課題への対応に努めながら、放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりを引き続き推進するとともに、児童が安心して過ごせる多様な居場所の確保や、地域の協力を得ながらさまざまな人々と触れ合いつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

課題３　妊娠から子育て期まで安心して過ごすための支援

本区では 30 代、40 代の子育て期に核家族で転入してくることが多く、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向があります。また、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信が持てなくなったりするなど母親の孤立化等のリスクが高まる傾向がみられます。育児に対する困難感や不安感等が高い母親を早期に発見し、早期に支援していくため、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みづくりを進めていく必要があります。

課題４　特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援

本区では、平成 30 年 4 月に開設した、発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」とその家族に対してさまざまな支援を行う療育の拠点「子ども発達支援センター　ゆりのき」が中心となり、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援を行う仕組みづくりを行っています。今後も利用者へのきめ細かな対応を図り、「育ちに支援を必要とする子ども」の早期発見・早期支援に努めていく必要があります。

また、児童虐待については、子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関とのネットワーク強化を図りながら対応するとともに、児童相談所の設置を見据えながら、子ども家庭支援センターの体制強化を図っていく必要があります。そのほか、ひとり親家庭に対する自立に向けた支援、子どもの貧困対策など、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を推進していく必要があります。

課題５　地域・社会全体による子育ての推進

親子で過ごす時間は、子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもと過ごす時間を増やせるような働き方や、両親ともに子育てに向き合う時間を作り出せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

さらには、青少年がさまざまな地域活動や社会活動に興味を持てるようにするとともに、その参加機会を増やしていくことが重要です。今後も引き続き、地域・社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を推進していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　中央区における上位計画

本計画は、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法に基づく基本方針のほか、中央区における上位計画である「中央区基本構想」「中央区基本計画 2018」「中央区保健医療福祉計画 2020」の考え方を踏まえています。

中央区基本構想　輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち

基本的な方向性

① 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
② 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
③ 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
④ 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
⑤ 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

施策のみちすじ

① 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して
② 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して
③ 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

中央区基本計画２０１８

基本施策１　すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

１－１　ライフステージに応じた健康づくり【健康】

基本施策２　誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

２－１　子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援】
２－２　障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり【障害者福祉】

基本施策８　豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

８－１　子どものための可能性が開花する教育の推進【学校教育】
８－２　希望に満ち、時代を担う子どもの育成【家庭教育への支援・青少年健全育成】
８－３　生涯にわたり学び喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習】
８－４　スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ】

中央区保健医療福祉計画２０２０

基本理念　みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

基本目標

① 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します
② だれもが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します
③ 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します
④ お互いの違いを認め合い、差別や偏見のないまちを目指します
⑤ 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します

2　計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるとともに、親も子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、計画の基本理念を次のように定めます。

子どもも親も笑顔が輝き、
地域で安心して子育てができるまち中央区

3　計画の方向性

計画の基本理念を実現するために、次の３つを計画の方向性として、子ども・子育て支援施策を展開します。

方向性１

子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

子どもの人権が尊重され、すべての子どもが元気に明るく育ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

○発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供
○子どもの健全育成のための取組の推進

方向性２

すべての家庭の子育てを支援します

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもが心身ともに健やかに成長できる家庭環境をつくります。

○妊娠、出産期を含めた切れ目のない支援
○すべての家庭が必要に応じてサービスを利用できる環境づくり

方向性３

地域・社会全体で子どもを育む力を高めます

子どもの成長過程で重要な生活の基盤である地域や、企業などを含めた社会全体で協力し、子育てを支え、見守ります。

○地域や企業、関係団体など、さまざまな担い手による協働の推進
○子育て家庭の地域活動への参加機会の充実